

# 一般社団法人広域重度ケア連携機構

## 定 款

公益認定申請準備型

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人広域重度ケア連携機構と称する。

#### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

#### (目的)

第3条 当法人は、重度の障害、医療的ケア又は疾病を有する者及びその家族が、地域社会において尊厳を保持しつつ、安心して自立した生活を営むことができるよう、介護、福祉、医療的ケア及びICT等の技術を活用した支援システムの構築、重度ケアに関する技術及び手法の研究・体系化、ならびに医療、福祉、教育、行政、研究機関その他関係機関との連携を促進し、もって不特定かつ多数の者の利益の増進及び社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、重度の障害、医療的ケア又は疾病を有する者の身体状態、生活状況、バイタル、医療的ケア記録、支援記録、発達・成長記録その他必要な情報を体系的に記録、共有及び活用するICT支援基盤を整備し、本人、家族、支援者、医療機関、福祉事業者、行政機関等が連携して支援を行うことができる社会的基盤の形成を目指す。

3 当法人は、特定の個人、法人、団体又は事業者の利益を目的とするものではなく、重度障害児者、医療的ケア児者、その家族、支援者及び地域社会全体の利益に資する公益的活動を行うものとする。

#### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 重度ケアに関する技術、手法、支援モデルの研究、体系化、標準化、普及及び品質管理に関する事業
- 2 介護、福祉、医療的ケア及び重度障害支援の分野における情報システム、ICT支援システム、データベース、記録管理システムその他関連システムの企画、開発、保守、管理、提供及び利活用支援に関する事業
- 3 重度の障害、医療的ケア又は疾病を有する者の身体状態、生活状況、バイタル、医療的ケア記録、支援記録、発達・成長記録、生活実態その他支援に必要な情報を体系的に記録、管理、分析、共有及び活用するICTシステムの構築及び運営に関する事業

- 4 支援者と利用者のマッチング、多職種連携、地域資源の共有及び支援体制の構築を目的としたプラットフォームの企画、開発、運営及び管理に関する事業
- 5 重度訪問介護、医療的ケア、障害福祉、地域生活支援、家族支援その他重度ケアに関する研修会、講習会、講演会、学会、研究会その他教育啓発事業の企画、開催及び運営に関する事業
- 6 重度ケアに関する認証制度、評価制度、標準化基準、ガイドライン等の企画、設計、審査、登録、更新及び監査に関する事業
- 7 教材、指導マニュアル、ガイドライン、デジタルコンテンツ、調査報告書、白書その他資料の制作、公開、配布及び頒布に関する事業
- 8 医療機関、診療所、クリニック、訪問看護ステーション、研究機関、大学、自治体、障害福祉サービス事業所、介護事業所、社会福祉法人、一般社団法人、NPO 法人、福祉団体その他関係機関との連携、共同研究、協議会運営及びエビデンス構築に関する事業
- 9 介護事業所、福祉事業所、医療機関、従事者、家族、当事者及び一般市民に対する相談、助言、情報提供その他支援に関する事業
- 10 重度障害者、医療的ケア児者及びその家族の生活実態、支援ニーズ、地域資源、ICT 利活用、医療福祉連携等に関する調査研究、統計、評価、白書作成及び政策提言に関する事業
- 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令に基づく障害福祉サービス事業。ただし、必要な指定、許可、認可又は届出を受けた場合に限り実施する。
- 12 前各号に附帯又は関連する事業
- 13 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、公益目的事業として行うことを基本とする。

3 当法人が収益事業又はその他事業を行う場合、その収益は公益目的事業及び法人の公益的運営のために使用し、社員、会員、役員、寄附者、取引先その他特定の者に分配してはならない。

#### (事業区域)

第5条 当法人の事業は、日本全国において行うものとする。

2 当法人は、必要に応じて、海外の医療、福祉、研究機関等との情報交換、共同研究及び連携を行うことができる。

#### (公告方法)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員及び社員

#### (会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、法人運営に関与する個人又は団体

- 2 賛助会員 当法人の目的に賛同し、資金面その他の方法により支援する個人又は団体
- 3 協力会員 当法人の目的に賛同し、専門的知見、地域資源、研究、医療、福祉、教育又は行政連携等により協力する個人又は団体
- 4 専門会員 医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、研究者、弁護士、公認会計士、税理士、情報セキュリティ専門家その他専門的知見を有する個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 社員資格の取得及び喪失に関しては、当法人の目的に照らして合理的な基準によるものとし、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

#### (入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の方法により入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の基準、手続、会費その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (会費及び経費)

第9条 会員は、社員総会又は理事会において別に定める会費その他の経費を支払うものとする。

2 既に納入された会費その他の拠出金品は、原則として返還しない。

#### (任意退会)

第10条 会員は、当法人所定の方法により届け出ることによって、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他当法人の規程に違反したとき
- 2 当法人の名誉又は信用を毀損したとき
- 3 当法人の目的に反する行為をしたとき
- 4 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名しようとするときは、当該会員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

#### (社員資格の喪失)

第12条 社員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 除名
- 3 死亡又は解散
- 4 総社員の同意
- 5 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき

6 その他法令又はこの定款で定める事由に該当したとき

#### (社員名簿)

第13条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

2 社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した連絡先に宛てて行うものとする。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額又はその支給基準
- 4 貸借対照表、損益計算書その他計算書類の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 8 その他法令又はこの定款で定める事項

#### (開催)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合その他法令に定める場合は、法令に従う。

#### (議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

#### (議決権)

第19条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

#### (決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 合併又は事業の全部の譲渡
- 6 その他法令で定める事項

#### (代理)

第21条 社員は、他の社員又は親族を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合、社員総会ごとに代理権を証明する書面又は電磁的記録を当法人に提出しなければならない。

#### (決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち社員総会で選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

## 第4章 役員

#### (役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
- 2 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

- 3 必要に応じて、理事会の決議により業務執行理事を置くことができる。
- 4 当法人は、理事会及び監事を置く一般社団法人とする。

#### **(役員を選任)**

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、社員に限らない。
- 4 公益認定申請及び公益認定後の運営を見据え、理事及び監事のうち、それぞれ1名以上は、社員以外の外部の者から選任できるものとする。
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### **(親族等の制限)**

第26条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 監事についても、公益認定を目指す法人としての独立性及び中立性を確保するため、前項の趣旨を踏まえて選任するものとする。
- 3 理事及び監事の選任に当たっては、医療、福祉、介護、障害福祉、法律、会計、情報セキュリティ、研究、行政連携その他当法人の事業に必要な専門性と多様性に配慮する。

#### **(理事の職務及び権限)**

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に従い、当法人の業務執行の決定及び職務の執行の監督を行う。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

#### **(監事の職務及び権限)**

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

#### **(役員任期)**

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

### (役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

2 監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を要する。

### (報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める役員報酬等支給基準に従い、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 役員報酬等支給基準は、公益認定申請及び公益認定後の運営に適合するよう、透明性及び合理性を確保して定める。

### (利益相反及び特別利益の禁止)

第32条 当法人は、社員、会員、理事、監事、使用人、寄附者、取引先その他関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

2 理事が次の取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

2 自己又は第三者のためにする当法人との取引

3 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引

3 前項の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

4 医療機関、福祉事業者、株式会社、一般社団法人、NPO法人その他関係団体との契約、委託、共同事業その他の取引については、当法人の公益目的に照らして必要性、相当性、透明性及び公正性を確保しなければならない。

### (責任の一部免除)

第33条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める限度において、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、非業務執行理事又は監事との間で、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において責任を限定する契約を締結することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 社員総会の日時、場所及び目的事項の決定
- 5 規程の制定、変更及び廃止
- 6 重要な契約、委託、共同研究、協定その他重要な業務執行の承認
- 7 その他法令又はこの定款で定める事項

### (招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

### (決議)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、当該決議に加わることができない。

### (決議及び報告の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告についてはこの限りでない。

### (議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

## 第6章 財産及び会計

### (事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類その他必要な書類は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類は、主たる事務所に備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第43条 代表理事は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 6 財産目録その他法令で定める書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 事業報告については、代表理事が定時社員総会に報告しなければならない。

### (区分経理)

第44条 当法人は、公益目的事業、収益事業その他事業及び法人会計について、法令及び公益法人会計基準その他関連基準に従い、適正に区分経理を行うものとする。

### (剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 社員、会員、役員その他関係者は、当法人の剰余金又は残余財産について、分配を受ける権利を有しない。

### (財産の管理)

第46条 当法人の財産は、理事会の定めるところにより、代表理事が適正に管理する。

2 寄附金、助成金、補助金その他使途が指定された財産については、その指定された目的に従い、適正に管理及び使用しなければならない。

## 第7章 公益認定を見据えた運営

### (公益目的事業の主たる実施)

第47条 当法人は、公益認定申請及び公益認定後の運営を見据え、公益目的事業を主たる事業として実施する。

2 当法人は、事業の公益性、対象者の範囲、利用条件、料金、成果、社会的影響等について、合理的かつ透明性のある説明ができるよう努める。

### (情報公開)

第48条 当法人は、法令で定めるところにより、定款、会員規程、役員名簿、役員報酬等支給基準、事業計画書、収支予算書、事業報告、計算書類、監査報告その他必要な書類を備え置き、情報公開に努める。

### (個人情報及び安全管理)

第49条 当法人は、対象者の障害、疾病、医療、介護、生活状況、バイタルその他要配慮性の高い情報を取り扱う場合、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切な安全管理措置を講じなければならない。

2 ICTシステムの運用に当たっては、情報セキュリティ、アクセス権限管理、記録管理、本人及び家族の同意、第三者提供、委託先管理その他必要な事項について、理事会の決議により別に規程を定める。

### (規程の整備)

第50条 当法人は、公益認定申請及び適正な法人運営のため、必要に応じて次の規程を整備する。

- 1 会員規程
- 2 役員報酬等支給基準
- 3 理事会運営規程
- 4 利益相反管理規程
- 5 寄附金等取扱規程
- 6 個人情報保護規程
- 7 情報セキュリティ規程
- 8 文書管理規程
- 9 経理規程
- 10 委託先管理規程
- 11 その他理事会が必要と認める規程

## 第8章 定款の変更、解散及び残余財産

### (定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会の特別決議により変更することができる。

**(解散)**

第52条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定める事由により解散する。

**(公益認定取消し等に伴う財産の贈与)**

第53条 当法人が公益認定を受けた後に、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、社員総会の決議により、当該公益認定取消の日又は合併の日から1か月以内に、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人その他法令で定める公益的な法人又は団体に贈与するものとする。

**(残余財産の帰属)**

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人その他法令で定める公益的な法人又は団体に贈与するものとする。

2 当法人の残余財産は、社員、会員、役員その他特定の個人又は団体に分配しない。

## 第9章 補則

**(委任)**

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、法令及びこの定款に反しない範囲で、理事会の決議により別に定める。

**(法令の準拠)**

第56条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律その他関係法令の定めるところによる。

## 附則

### (設立時社員)

第1条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、別紙1記載のとおりとする。

### (設立時役員)

第2条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、別紙2記載のとおりとする。

### (最初の事業年度)

第3条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和〇年3月31日までとする。

### (施行)

第4条 この定款は、当法人の成立の日から施行する。

以上、一般社団法人広域重度ケア連携機構を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印又は電子署名する。

令和〇年〇月〇日

設立時社員 住所：

氏名： 印

設立時社員 住所：

氏名： 印

設立時社員 住所：

氏名： 印

### 別紙1 設立時社員名簿

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 備考    |
|--------|---------|-------|
| 〇〇〇〇   | 〇〇〇〇    | 設立時社員 |
| 〇〇〇〇   | 〇〇〇〇    | 設立時社員 |
| 〇〇〇〇   | 〇〇〇〇    | 設立時社員 |

### 別紙2 設立時役員名簿

| 役職       | 氏名   | 住所   | 備考 |
|----------|------|------|----|
| 設立時理事    | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |    |
| 設立時理事    | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |    |
| 設立時理事    | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |    |
| 設立時監事    | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |    |
| 設立時代代表理事 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 |    |

※設立時社員、設立時理事、設立時監事、設立時代代表理事の氏名・住所・就任承諾書等は、司法書士確認のうえ、登記申請時の情報に合わせて確定してください。